



就労継続支援 A 型事務所の経営チェックと私達の役割

理事長 作花 知志

岡山県内にある障がい者の就労継続支援 A 型事務所 5 カ所が平成 29 年 7 月末で閉鎖され、働いている障がい者約 250 人が解雇予告を受けているという報道がされました。行政が再就職に向けた説明会を開くなどしているようですが、解雇された方々は不安で一杯の日々を過ごされています。

このような事態が再び生じないための、就労継続支援 A 型事務所の経営のチェック体制が、今後は問われると思います。就労継続支援 A 型事務所には行政から助成金が支給されるのですが、行政が支給を行うだけでなく、支給した助成金の運用が適正に行われているか等、就労継続支援 A 型事務所の経営をチェックすることは、実は憲法の要請でもあるからです。

憲法 89 条後段は、「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、若しくは博愛の事業に対し、これを支給し、又はその利用に供してはならない。」と規定しています。この規定は、公金を国家自身が運用するのではなく、公の支配に属しない慈善・博愛の事業に支給すると、公金が乱費されるなどして適正な運用がされないおそれがあるため、憲法自身が禁止したものです。逆に、国家が支給した公金が適正に運用されていることを適切にチェックしていれば、それは国家自身が運用していると同様の状態であるので「公の支配」に属することになり、憲法 89 条後段が許容している、と解釈されることになります。

とすると、当然就労継続支援 A 型事務所につきましても、行政から支給された助成金をどのように運用したのかを行政自身がチェックし、問題がある場合には是正することができるような体制が構築されていなければ、それは憲法 89 条後段にいう「公の支配」に属しない団体への助成金の支給となり、同条項に違反していることになるのです。

仮に、就労継続支援 A 型事務所への助成金の支給が憲法 89 条後段に違反していれば、住民訴訟でその適法性の審査を求めることもできます（住民訴訟は適法性だけでなく、妥当性の審査も求めることができます）。

この度の就労継続支援 A 型事務所の閉鎖のようなことが再び起こらないような、チェック体制の構築とその実践が、私達には求められていると思います。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第4回 定時総会報告

本年5月20日(土)に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」(以下、当法人)の第4回定時総会が行われました。定時総会時の出席会員数は、会員過半数の36名(当日参加17名、委任状19名)ご出席をいただき、総会が無事成立しました。これも皆様のご理解とご協力のおかげと感謝しております。

以下、総会について報告させていただきます。

2016年度の活動報告が藤井副理事長によって報告されました。

【特定非営利に係る事業】

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

毎週日曜日の電話相談を継続して行いました。今年度は大きく3つの相談案件に対応しました。障害者支援施設利用者家族からの施設対応と虐待疑いの相談、高齢者福祉施設職員からの職場内のハラスメントについての相談、また社会福祉法人の行うサービス縮小に対する相談などがありました。

(2) 調査研究事業

公益事業コミュニティーサイト「CANPAN」(<http://fields.canpan.info>)などの助成制度一覧を利用した、調査研究事業の資金獲得を目指しましたが、採用されませんでした。

(3) 人材育成事業

第3回定時総会に併せた記念講演が開催されました。『不当な差別を憎む文化づくりが始まった～障害者差別解消法が求めるもの～』と題し、重利政志さん(社会福祉法人 弘徳学園常務理事・統括施設長)による講演が行われました。

「第5回福祉オンブズ相談員養成講座」は二日間で行われました。受講生6人のうち、全過程修了者2人、相談援助編修者4人となりました。また、本講座は、昨年に引き続き、岡山県共同募金会より助成を受けて実施いたしました。

そして、2016年度人権・福祉講座として『「美作市権利擁護センター」の設立と活動―福祉サービスにおける権利擁護の展望―』と題し、小坂田稔さん(美作大学 社会福祉学科教授)による講演

が行われました。

(4) 情報公開事業

情報発信の基本となる新ホームページの設計・構築が出来ました。充実したコンテンツの掲載等については、次年度の課題として残っています。

(5) 出版事業

おかやま NPO サポート基金「寄付配分による社会課題の「白書」発行支援プログラム」の助成により、当法人の活動内容を広報するためのリーフレットの作成をしました。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

昨年度申請した「2015年度寄付金配分(ろうきん NPO 寄付システム)」により電話代をはじめとする管理費に役立てさせていただきました。また、「平成28年度赤い羽根 ボランティア団体・NPO 活動支援事業」から得た助成金で、第5回福祉オンブズ相談員養成講座に役立てることができました。

そして、昨年7月26日に発生した障害者殺傷事件に対し、当法人としての声明を会報8号に掲載しました。

2) その他の事業

(1) 出前教室事業

昨年度の総会で提案した当法人理事を中心とした出前教室ですが、特定非営利に係る活動を優先して行ってきたため、できておりません。

その後、出席者から満場一致の拍手のもと、承認されました。

続けて、2016年度決算について、理事の加藤理事から報告がありました。今岡監事から、理事の業務執行状況並びに経営の状況及び財産の状況に関する監査の結果、適正に処理されている旨の報告がありました。その後、出席者から満場一致の拍手のもと、承認されました。

次に、2017年度の活動方針案が藤井副理事長から示されました。

【特定非営利活動に係る事業】

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

ひきつづき、毎週日曜日 10:00-15:00 を相談電話受付時間に設定し、相談事業に取り組みます。ホームページ、メールによる相談受付の仕組み作りを引き続き検討します。また、昨年度試みて組織に至らなかった相談部会を作ります。

(2) 調査研究事業

昨年度に引き続き、公益事業コミュニティーサイト「CANPAN」(<http://fields.canpan.info>)などの助成制度一覧を利用し、調査研究事業の資金獲得を目指します。

(3) 人材育成事業

講演会活動は従前通り、年 2 回行います（うち 1 回は、定時総会時に開催する）。福祉オンブズ相談員養成講座もこれまで同様の目的を持って開催します。上記イベントを、複数の会員とともに運営できるように、人材養成部会の動員を試みます。

(4) 情報公開事業

リニューアルされたホームページに様々なコンテンツを掲載するよう検討します。昨年度出版した当法人のリーフレットの活用を行います。岡山県内の主要な福祉サービス事業所、保健福祉行政に対し、広報活動を行います。

(5) 出版事業

これまで実施した「福祉オンブズ相談員養成講座」などの活動内容をまとめた小冊子などの出版物の準備をはじめます。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

上記 1)～5)に関連する活動を理事等の会員を中心に進めてまいります。

さらに、福祉サービス事業所等への助成金活用状況の監視を行う事業の準備を行います。そこで当法人が申立人・原告の立場になれる「住民監査請求」「住民訴訟」を行うための研究を行います。

2) その他の事業

(1) 出前教室事業

出前教室事業を行うための情報公開を行います。ホームページのリニューアルと合わせ当法人が貢献できる講座内容および講師について公開をします。

出席者から出前教室の講座内容に関する質問をいただき「本法人理事の有する専門性に基づく講座になる想定です」と副理事長が回答しました。出席者から満場一致の拍手のもと、承認されました。

次に、加藤聡理事より 2017 年度予算案の説明があり、承認されました。

続けて、片島理事より特定非営利活動促進法改定に伴い、貸借対照表の公告につき法人の定款変更の必要が提起されました。以下の通り定款を変更していくことが承認されました。

新) 第 9 章 公告の方法	旧) 第 9 章 公告の方法
(公告の方法) 第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

以上、いずれも満場一致の拍手のもと承認されました。

「福祉オンブズおかやま」は今年、特定非営利活動法人としての 4 年目に入ります。定時総会で承認されたとおりの活動を行うことを予定していますが、さまざまな場面でご協力をいただかないといけないと思います。私たちが安心して社会福祉・介護福祉・医療といったサービスを受けることができるようになるために、是非とも一緒に活動いただけますようお願い申し上げます。

副理事長 藤井 宏明

第4回 定時総会 記念講演要約

現代の障がい者とその親を取り巻く環境 ～幼児期と成人期、それぞれから見える課題～

講師：安藤希代子さん（NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ理事長）

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第4回定時総会を記念し、講演が行われました。講師として、安藤希代子さん（NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ理事長）から障害を持つ当事者とその親の立場から見える現代社会の抱える課題についてお話いただきました。

安藤さんが理事長を務める NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷは、障害児の保護者支援を目的とした任意団体として2012年4月に設立されました（2014年NPO 法人取得）。子育てハンドブック『ひとりじゃないよ 不安を抱えているあなたへ』を発行したり、障害児の保護者の居場所である「うさぎカフェ」を運営したりとさまざまな活動を展開しています。

以下に内容の要約をご報告します。



【現在の岡山県の状況（数値）】

・近年の岡山県の状況を数値の面から見たいと思います。肢体不自由や知的障害を持つ子どもの数はほぼ横ばいです。今、一番伸びているのは知的障害が重くなかったり、まったくなかったりする発達障がいを持つ人です。

・特別な支援を必要とする5歳児の割合が平成20年に8.8%だったのが、平成28年には17.5%に増加して2割に近づいてきています。これは35人クラスだったら3人しかいなかった子たちが、今は6人になるという計算になるんですね。

・自閉・情緒障がい特別支援学級に在籍する子どもの数ですが、びっくりするくらい右肩上がりです。倉敷市内の学級数を聞いても分かるんですけど、うちの子が小学校の支援学級に入った時に知的、情緒、両方のクラスを含めて4人しか子どもがいなかったんです。ところが、その同じ小学校がいま知的、情緒支援学級含めて10学級あります。子どもは58人いるそうです。10クラスあるので学年団が組めそうな勢いです。そんなにおいて十分な指導ができてい

た丁寧な指導ができてい

た丁寧な指導ができてい

た丁寧な指導ができてい

た丁寧な指導ができてい

た丁寧な指導ができてい

ビスは行政が決めていました。行政が、この子にはこういうサービスって感じで。親が選ぶ時代ではなかったんですけど、それがいいことも悪いこともあったのかもしれませんが。どっちにしてもそのような福祉サービスを必要としている子どもの人数も少なかった。

・当時は、一人ひとり顔の見える支援ができていたのかな、と思います。いまや、それがしたくても対象人数が多すぎる。

【小さな子どもたちと、 その親たちを取り巻く状況】

・私は「うさぎカフェ」（前述 NPO 法人ペアレント・サポートの説明を参照）をしている関係で、小さいお子さんや親御さんにお会いします。うちのカフェにくるのは、就学前のお子さんから、小学生年齢の子までが多いです。成人した方やその親御さんも来られるんですけど。そこで小さいお子さんの状況を日々、見聞きしています。

・2歳の頃から、「あなたのお子さん、発達障がいがあるかも」と保健師さんに声をかけられるそうです。「お宅のお子さん様子が心配なんで、お医者さんに行って療育を受けられたら」みたいな感じで。1歳6ヵ月健診、3歳児健診で発達障がいを疑われる子どもの割合が2割だそうです。

・最近この世界では、超早期発見が一種のムーブメントになっています。超早期発見してやろうというような空気が流れているんです。以前、旭川荘の療育アカデミーで話しをしたことがありました。その時その受講生から「発見は早ければ早いほどよくなるっていうじゃないですか」と言われました。そして、「早く見つけてあげようと思うのに、ちっともお母さんはお医者さんに連れて行こうとしなくて」と言うんです。私の講義を聞いた後なのに、なにを聞いていたのかしら？と思いました・・・。

・超早期発見の流れに岡山県が加担しているところがありまして・・・。早目に見つけてやろうと。

1歳半から自閉症は見つけられるという説がありまして、そういう説をもとに、そういう報道が起きているわけなんですけれども。1歳半の時点で自閉症スペクトラムであると見分けられる人が一体どのくらいいるのか？日本の児童精神科医の数からいっても、見つけられる人は少ないはずなんです。

・問題は、「発達障がいのある子どもを発見しました」、「そういう子どもたちは療育が必要です。」そこまではいいんですけども、子どもたちが受けていい療育は、質のいい療育だってことなんです。

・本当に子どもたちの発達に資するような療育であれば受ければいい。ですが、病院の医者はこの療育の質がいいとか、悪いとか、そこに触れる仕事ではありませんから。

・問題は、医者が「行けばいいかもよ」と言う療育が、必ずしもいいところばかりではないということなんです。療育の質が悪いことは医者の預かり知らぬことなので、発達障がいを疑われた子どもを親は病院に連れて行き、福祉サービスを使うようになって、療育に行くという流れになっています。

・「うちの子は落ちつきがないんです。」って親は不安だから3歳きてない子どものことを医者に言うんです。「イスに座ってられません」ってね。でも、「3歳きてないんだから当たり前ですよ」と病院は言ってくれないのか？と思うんですが・・・。

・自分の子どもに落ち着きがないと心配そうにお母さんが医者に言うと、医者ができることは一つだけです。「じゃあ、薬飲みますか？」って話になります。医者は療育をする人ではありませんので。

・6歳から処方していい薬が多かったはずなんですけれども、なぜか最近6歳前から薬を飲んでいる話をちよくちよく聞きます。

・主にAD / HD（注意欠如多動性障害）の薬とか、ストラテラ（ノルアドレナリン再取り込み阻害薬）あたりが多いかな？と思いますが、この薬つ

ていうのは自閉症を治すとか、AD / HD を治すとか、そういう薬ではなくて、あくまで対症療法です。精神安定的な意味合いがあって、本来は精神疾患のある方に処方される薬なんですけど、発達障がいの子どもにも使われる薬なんです。それをちゃんと説明しない医者もいるので、「精神病の薬だよ」って知らずにお子さんに飲ませていることも多いと思います。

・親御さんにすれば「この子は落ち着きがなくて、学校で勉強できないかもしれない」と心配だから医者に訴えます。でも、そこで「それ（薬）を飲めば落ち着きますよ」と言われれば、飲ませてしまおうと思います。

・自分の子どもに障がいがあるという状況に対し、世の中はおそろしく自動的に流れていきますので、立ち止まってわが身に起きていることをじっくり考えることが、今の若いお母さんたちにはできません。誰もろくに説明しないんですね。「なぜあなたの子どもに療育が必要なのか」「療育とはなんなのか？」「どんな未来につながるのか？」を。

・お父さんやお母さんの気持ちに、早い時期から寄り添って、お話をうかがって、共感の気持ちを示して、ヒントになる事があれば、できるだけお伝えして、苦しいと思うけど、一緒に考えていきましょうねと、いうことを示すことが大事なんです。

・一緒に話しを聞くことで、お父さんお母さんは、自分たちの身の上に多変なことが起きているんだと考える時間を持つことが出来るんですね。

・ところが、ここを流してしまうと、お父さんお母さんが一緒に考えることができないので、だーっと流されるような子育てをして、大きくなってしまおう。

・自分たちの未来を見せてくれるロール（役割）モデルがない。どんな人生を歩むべきかという姿を見せる人がいない。だから、うちに来られるおかあさんたちは、「何を目指したらいいのか？」「何

をしたらいいのか？」と聞いてきます。よく聞かれるのが、「いったい私は今何をしたらいいんでしょうか？」と。誰もそのことを見せていないんだなと思います。

・倉敷市で教育委員会の特別支援教育の先生たちが来られて、来年4月に小学校1年生になられるお子さんのいる保護者を集めて、説明会がありました。新1年生になられる方の中で発達の課題がある方向けの勉強会で、障害のあるお子さんは、就学のときにどんな手続きを踏んで、どういう流れで、どういう進路に向くかというものを整然と説明する勉強会だったんです。

・すごくたくさんのお母さんが来られていました。「こんなに来るんだな」と思いました。先生たちは、すごく分かりやすく説明されるんです。支援学校や支援学級、通級、普通クラスについて説明されていました。

・「小学校の通級指導教室を利用していたら、福祉サービスの放課後等デイサービス※1は使えませんよ」とか、そういう説明をされていました。子どもたちの在籍するクラスによってどんな福祉サービスが「使える」「使えない」といった整然とした説明をされていました。「通級の子は放課後等デイサービスは使えない」けど、「通常学級の子は放課後等デイサービスは使えるよ」とか、「日中一時サービスとか使えるよ」とか。

※1 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

WAMNET ホームページより

・放課後等デイサービスは学童期の療育なんです。だから通級指導教室に行っていない子どもでも、療育を受ける選択肢があることになります。です

が、ぼーっと聞いてて変だなーと思ったんです。説明会が終わってから先生に言ったんですけど、今日の説明の中に、「就学後に療育を受けないという選択肢がない」。

・なぜ、一律に療育を受けるようになっていたのか？子どもの発達段階にもいろいろあるでしょうし、家でケアできる方もいるでしょう。でも通級に行かなかつたら、必ず放課後等デイサービスで療育を受けないといけないような説明になっていました。

・さっきも言いましたが、そんなに療育の受け皿があるわけではないので、「どうやったらわが子は小学校に上がってから療育が受けられるだろうか」と親は悩んでいます。ですので、小学校に入る前から、療育事業者の青田刈りみたいなことが始まっています。

・年長のお子さんのお母さんが良くうさぎカフェに来られます。そのお母さんが言うのに「うちの子は楽しく療育に行っています。ただうちの子が行っている事業所は、就学前までしかカバーしてないんです。このままだと学校に入ってから療育を受けられません。だから年長の今のうちから、違う事業所が変わって、その事業所は就学後もカバーしているので、今からそっちに移って、就学後も療育を受けられるようにしたいんです。」と。

・小学校でいい教育を受けたら、べつに療育なんて受けなくていいんじゃないかな・・・と言いたいけど、言っていないものか・・・。学校に入ったら、学校が主体でしょ、学校が生活の中心でしょ、と。学校に入ったら、学校の先生と共に子どものことを考えていくもんだと思うんです。そこに療育はプラスアルファと思うんですが、なぜか今や療育ありきになっていますね。

・倉敷市では年間2～3ヶ所ずつ療育をする事業所が増えています。就学後の療育じゃなくて、就学前の話しなんですけど、児童発達支援の事業所※2が増えてきています。

※2 児童発達支援事業所

児童発達支援は、①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」、②それ以外の「児童発達支援事業」の2類型センターに分けられます。今回の講座で紹介されたのは、「児童発達支援事業」で、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としての機能があるとされています。

厚生労働省ホームページより改変

・放課後等デイサービスまで含めるともっと増えています。学童期の放課後等デイサービスについては、国から指針が下りていて、資格要件をもっとちゃんとしなさいと言ってるので、多少マシになるんじゃないかと思うんですが。

・就学前の取り組みに関してはそのような締め付けは行われていません。児童発達支援事業所はすごく簡単に作ることができて、資格要件が甘いんです。先日、市の人から説明を受けたばかりなんですが、一番多い児童発達支援事業所というのは、一日の限度となるお子さんの人数が10人、それに対して職員は3人いればいい。それが一番小さい場合で、そういう規模の事業所が一番多い。

・なぜかというと、一人あたりの単価が一番高いからです。比較的良心的な事業所では、時間をずらして3人、3人、3人で療育をしています。療育というのは本来、5時間も6時間もするものではないですよ。療育ですから、短時間で集中してもらって、お子さんにその特性に応じた課題に取り組むものなんです。でも、5時間も6時間もする療育は、療育ではなく、ただの預かりだと思っています。

・例えば、児童発達支援事業所で1日に3人、3人、3人・・・と分けて9人の子どもたちを受けるとします。それを1カ月に23日受けるとしますね。一人1万円くらい事業所に入るんですよ、12カ月でだいたい2500万円くらい事業所に入ります。3人の職員でするんならすごく儲かりますね。児童発達支援事業所の3人の職員ですが、そ

のうち2人はパートでもなんでもいい、サービス管理責任者が1人いればいい。

・このサービス管理責任者になる用件が凄く甘いですね。福祉サービスに10年勤めるとか、幼稚園教諭を持ってたらとか、高齢者介護現場で働いていた人もなれます。サービス管理責任者の研修は1日聞きっぱなしの研修です。そのことに気づいた人は、次々この分野に参入してきますね。全然関係ない業種からも参入してくるんです。

・儲かる仕組みがあるんです。「ちょっと高級な幼児教室です」と説明する人がいるくらいです。十分に説明されていない保護者と、資格要件が甘くていろんな業種から参入してくる事業所と、関係者の利害関係が一致しているんですね。

・子どもは一人1カ所しか事業所が使えないんです。みんなにサービスを行き渡らせるために、複数の事業所を掛け持ちできない仕組みになっているんです。だから他に比べていいんか、悪いんか、これは意味があるのか、ないのか、比べて判断できない状況にあります。

・これは言葉は悪いんですけど、「不安に付け込む商法」といっても過言ではないかなと思います。保護者の人達はなにしろノーケアですから。

・十分な相談にのってくれる人もいない中で、「わが子には療育が必要らしい」という中身の説明がないままに、療育にさまようような凶式になっています。

【成人障がい者とその親の実際】

・うちの子は22歳になるんですけど、だいたいそのくらいの親の世代は、実のところケアを受けてきた、と言えません。今でこそペアレントメンターだといって、親たちを支援しようという発想もありますが、私たちの子どもが小さかった頃、保護者達をちゃんとケアしようという考えは薄かったです。

・当時は今より一層薄かったと思います。それで親

たちは勝手に考えていました。それが悪い方向に転がった例もあります。「できるだけ普通に近づけよう近づけよう」としてましたね。

・サプリメントを飲んだら障がいなくなるみたいな・・・。「どんなに頑張っても普通になれないんだ」、に向き合えないといけない。普通には、なれないってことを、ポジティブに諦めるか、ネガティブに諦めるか。

・小さいころに普通にしようとしていたお母さんたちが、どこかの時点でどうせ出来ないんだって変わって行くんです。そこで、できない子を育てることが人生の目標になってしまってます。

・制度的な問題なんですけど、うちの子も18歳超えた時に、えっ!?て思ったんですけど、これまで使っていた日中一時支援※3とかタイムケア※4とか、放課後等デイサービスですが・・・、全部いっせいに消えてしまいました。

※3 日中一時支援

※4 タイムケア

障害者総合支援法（地域生活支援事業）の中に位置づけられるサービスです。日中一時支援事業は、①日中型「日中における活動の場を提供し、見守り日常活動に関する簡易な指導またはレクリエーション等放課後活動として利用できます。」②タイムケア型「家族の就労や一時的な休息を目的として、主に障がい児の放課後の活動の場を提供し、見守り・社会に適應するための訓練などを行います。」などがあります。

倉敷市ホームページより改変

・18歳までが児童の扱いで、そこから上は大人ですね。発達障がいのある大人が使えるサービスが少ないんですね。身体障害だったら家事援助とかあると思うんですけど、発達障がいの大人については移動支援以外なんにもない。実際、うちはヘルパーしか使ってないです。

・日中一時支援をやっているところもあるんですけど、

少なすぎて使えない。しかも若い人が全然いないので、本人も行きたがらないので、結局日中一時支援は使えなくなりました。

- ・成人した人が月曜から金曜まで事業所で働いていたとしても、土日に使うサービスがないんです。そうになると家にずっといるんですね。

- ・うちの子は知的障がいの程度がまあまあ重いんです、自閉症もあって。幸いうちの子は公共交通機関に興味があったり、計画的に福祉サービスを利用してきましたから、一人で出かけられるんですね。

- ・それが出来ない人は家にいますね。子どもを囲い込んだ親の場合、土日は何をしてるかと言えば、「コンビニまで買い物に」「私と2人で散歩したり」と話しを聞くわけですよ。どこに行くにも母親とセット、いずれは親以外の人の世話になるんだから親以外の人にもなじめるように育ててきたはずなのに、サービスが無くなるせいで、土日の過ごし方が無くなってしまいます。

- ・お母さん自身は「その子と一緒にいると楽しい。」「これからもこの子と一緒に暮らしていきたい。」と言う例をいくつか聞いています。じゃあ、お父さんお母さんが年をとって調子が悪くなったらどうするんですか？と尋ねたら、「私が老人ホームに入る頃になったら、あの子も施設に入ってもらわなければならないですね。」って言うんです。そこで急に施設なのって？施設に入るとしても、親が元気なうちから少しずつシフトするとかね、段階があると思うんですけど、面倒が見切れなくなったらあとは知ったことか、みたいな感じなんですよ。

- ・本人がどうかっていうのは入ってない。でも、そういったことが本人たちの不調につながっていくから困るんです。例えば、二次障害・・・うつが発症したりね。

- ・19歳になる男の子のお母さんが相談に来ました。子どもが部屋をぐちゃぐちゃにして片づけられないんだそうです。普通の高校に行ってたんですけど、続けられなくなって通信制の高校に行ったんだそう

です。高校を変わるまでどうしていたかというところ、学校の課題はみんなお母さんがやってたそうです。高校の勉強についていけなくなってお母さんが音を上げたんです。子どもの特性に応じて、フォローするのはいいんですけども、親がその代わりにするのは、手ごたえに全然つながらないんでね。100%していなくても本人がやった感があるゴールにならないといけない。

- ・自分の力を試す機会も与えられず、自分がやったという手ごたえもなく、やってしまうと、その人もそうなんですけど、家で暴れるんですよ。お母さんに殴り掛かり、家の中を荒らしたりと。

【予想される未来・私たちができることとは？】

- ・1歳6カ月健診、3歳児健診で発達障がい疑われる子どもが2割近くいて、ろくにフォローされていない保護者達と、フォローされていないことで子どもをまっすぐ捉えることができなくなっている親たちに育てられた子どもさんたち。障がいの軽いお子さんも多いわけですから、本来だったら苦労しながら社会に出て、社会貢献する人たちは多いはずなんです。全然明るくない話しになってしまって申し訳ないけど、こんなことが起こってます。このまま放っておくのもよろしくないですね。

- ・私は保護者支援が大事だと考えているんです。川に例えるならば、上流の方でなんとかしたほうがいいよな、それは子育ての導入期、できるだけ早い時期にケアをすることが後々の、子育ての結果となる川下を変えていくことになると思うんで、そこにしっかりと関わってケアしたいと思っています。

- ・大人になった障がい者の方達は、福祉サービスを使った上で主体的に活動できる時間が確保されたり、本人たちが親以外の人達と思いを語り合えるような場所があったり、そういうことが求められるかな、と思います。

- ・事業所が、儲かり放題、参入し放題なんで、障がいの重たい子たちが次々断られるんですね。親がい

ると「親御さんが家でなんとかしてください」とか事業所から言われます。成人しているんだから、親を当てにするんじゃない！社会で何とかして欲しいなあと、私たち一生懸命子育てしてきたじゃん。

・家庭でやってくださいと戻されてしまうと、自立させていけないですよ。親をあてにしない支援が提供されないといけないです。それに、親御さんたちが「親」というだけでなく、自分の人生をどうとらえるかっていうところに向き合えるようにする。子どもを一人の人間として尊重しようとするれば、親も自分一人の足で立ってないといけない。

・今年からうちでしてるカフェのノウハウをよそに移転できるように、そういう事業にも着手しているところです。他に保護者の居場所を作りたいという人がいた時に、それをお手伝いできる事業を展開していく予定です。うちのカフェに合う人合わない人は絶対いるので、どんなサービスも選択肢が必要だと思うから。

・ちゃんと保護者の気持ちを分かった上で、きちんと伴走できる支援者を増やしていきたいなど。ちゃんと初期の段階で寄り添われた人は、力強く羽ばたいていけます。一番しんどい時期をフォローされると、自分の中で整理がつく。そういう人は子どもの将来にもまっすぐ向き合っていくことができます。

・福祉サービスに限らず全部に言えることなんですけど、「(うまくいかないとき) あのお母さんだからいけないんだ」って、そうやって個人のせいにするから自分の仕事を振り返らないんですよ。誰かのせいにしてたら自分の仕事を振り返らないですよ。そのお母さんがそうしているのは、あなたがちゃんと支援しないからでしょって思います。

・なにか大きなびつな構造がある。うまくいかないときには社会構造に問題がある、と切り込まない限りは問題解決の道は見つかるはずはない。必ず構造的な問題があるという考え方の癖をつける。全体像を見た上で自分はどこに着手できるのかな、と。誰でも問題解決の一翼を担うことができると考えて

います。(拍手)



安藤さんは、小さいお子さんを持つ親御さんにとって厳しいことを言うかもしれない、と前置きをされてから話されました。そこには、子どもの自立だけではなく、親自身も子どもから自立しないといけない、といったメッセージがあることが分かりました。そして、そのような親子を支援するはずの環境が、決して整っているわけではないことも教えてくれました。以下に受講した方々の感想を掲載します。

(要約・文章：藤井宏明)

【感想】

仕事上、障がい児(者)と関わる事が多く、特に発達障がい児のケアを行う中で、その児の親のサポートに苦慮していました。行政、教育では難しく、また福祉系サービスも線引きされているため、難しさを感じていましたが、今日の講演を今後の参考にさせていただきたいと思えます。

発達障がいのある子どもを育てています。障がいがあるかもしれないと分かってから約2年が過ぎました。今回の講演でわが子の厳しいかもしれない道(小学校の支援学級の話や、18歳以降のこと等)を知ることとなりましたが、少し分かったことによる安心感もありました。また今日から子どもと真摯に向き合っていきたいと思えます。本日はありがとうございました。

現在の社会の中の障がい児(者)の現実を知ることができました。今、自分は何をしたらいいか。親の(障がい児をもつ)早期の支援がどれだけ大切か、子どもたちの成長にとても大切なことを教えていただきました。このようなさぎカフェを通して支援の輪の中に自分もお手伝いできればと強く思いました。

リレーコラム 第10回

今回のコラムは、NPO 法人地域人権みんなの会代表の中島純男さんからお寄せいただきました。前回は浅田さん自身が「浅田訴訟」の意義についてお寄せいただきましたが、今回はそれを受けて、「浅田訴訟」の支援者の立場からコラムを書いていただきました。

浅田訴訟から障害者のあたりまえのくらしと権利を考える

NPO 法人地域人権みんなの会 代表 中島 純男さん

私は「浅田達雄さんを支援する会」の代表世話人の一人です。日常的には「地域と人権」をキーワードに NPO 法人で介護事業所を運営し、民間運動団体でもその理念の実現にむけて活動を展開しています。

障害者運動をより身近に感じたのは、2000 年代の中ごろ、政府が障害者制度を措置から契約に変えようとする動向に対して、「私たちを抜きにして私たちのことを決めないで」と障害者自らが立ち上がったその時期に、社会保障制度の後退は許さないと障害者の人たちと宣伝やアピール行進などを一緒に行った、その時期からでした。

2009 年 8 月 27 日、美咲町の清水博さんが岡山地裁に障害者自立支援法は違憲であると提訴しました。その支援の会の代表という立場を通じて、生きていくうえで同じスタートラインに立つまでの権利行使を受益として負担を強いることは、憲法理念と人権確立のうえからも許されないと強烈に感じました。2010 年 1 月 7 日、清水さんを含めた障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら 71 名は、国（厚生労働省）と基本合意に至りました。そのなかの新法制定にあたっての論点の一つとして、介護保険優先原則（障害者自立支援法第 7 条）を廃止し障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること、という文言が明記されていました。障害者の多くの仲間たちは、その闘いを自らの権利擁護の課題であると自覚されて裁判闘争の支援をされていたのでした。その中心の一人として浅田さんがおられたのです。

その浅田さんが 2013 年 9 月 19 日に岡山地裁

へ「65 歳になった障害者が介護保険申請をしないということを理由に、岡山市が介護給付を打ち切るとは憲法違反、支援法違反である」と提訴しました。提訴の背景には、行政は本来、障害者を保護するという発想からの施策を行うものでなく、人としての権利を保障する制度を徹底すべき、という障害者運動が長い年月をかけて築き上げた理念とその内実化にむけた発展があると思います。また、当事者としての浅田達雄さん自身の、仲間とともに展開してきた運動から生まれた確固たる信念があってこそその提訴です。浅田さんの裁判での陳述や集会で述べる決意の中に、障害者自立支援法の応益負担は違憲だとたたかった仲間の意志、政府をして合意させた前進面、これらを大切にさらに発展させたいという思いを強く感じます。

弁護士と支援する会事務局の努力で、介護保険制度の介護サービスと自立支援法での介護の質・内容の違いが明確になってきました。浅田さんと同じような立場の障害者に給付する介護の内容が、全国的に自治体によって様々です。岡山市のすべてのサービスを打ち切るというあまりにも酷い浅田さんへの対応、人権無視の姿勢が浮き彫りになっています。

2017 年 12 月 6 日、第 21 回口頭弁論が開かれ結審となる予定です。私としては、浅田訴訟勝利をかちとり、さらに「能力にもとづく平等」から「人権としての平等」を「地域と人権」の視点で具現化させていく共同の取り組みに力を注ぎたいと思っています。

福祉オンブズ 相談員養成講座

ご案内

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 後援

日時：＜1日目＞ 2017年11月5日(日) 10時～16時

＜2日目＞ 2017年11月19日(日) 10時～16時

会場：ゆうあいセンター研修室2(定員20人)

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-462-1111

今年も特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」主催の「福祉オンブズ相談員養成講座」を行います。任意団体時から数えて6回目となります。

これは、社会福祉・介護福祉サービスを利用している人たち、またそのような職場で働いている人たちが持つ人権問題への相談に応えることのできる市民を一人でも多く養成しようという講座になります。

今回の講座では、福祉サービスの利用者、その家族、そして福祉現場で働く人たちの権利擁護の視点を学ぶことを目的にプログラムが組まれています。講師には各方面で最前線におられる方々をお招きしてい

ます。

障害を理由に職場の配置転換を命じられた経験のある山口雪子さん、自ら発達障害のある子どもを育て同じような体験を持つ親への支援団体で活躍されている安藤喜代子さんといった方々が登壇されます。ここでしか聞けない講座にぜひご参加ください。

今回の本講座もベーシック(講義)コースと、アドバンス(相談演習)コースの二つで組まれています。受講希望の際には、両コースを受講するか、一方のみ受講したいかをお選びください。(初めての方は、ベーシックコースから受講することをお勧めします)

日時(講座内容)

■ベーシック(講義)コース

* 11月5日(日)10時(9時30分から受付開始)～16時(予定)

◎開講式

- ◇「福祉オンブズとは」 講師：藤井 宏明さん
(福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 准教授)
- ◇「福祉サービス利用者の権利擁護」 講師：山口 雪子さん
(岡山短期大学 幼児教育学科 准教授)
- ◇「福祉サービス利用者家族の権利擁護」 講師：安藤喜代子さん
(NPO 法人ペアレント・サポート 理事長)
- ◇「福祉サービス労働者の権利擁護」 講師：森本 忠春さん
(岡山県医療労働組合連合会 書記長)

■アドバンス(相談演習)コース

* 11月19日(土)10時(9時30分から受付開始)～16時(予定)

- ◇「相談援助の理論」 講師：竹中 麻由美さん
(川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 准教授)
- ◇「相談援助の技術」 (//)
- ◇「事例検討①」 講師：当法人理事
- ◇「事例検討②」 (//)

◎閉講式(修了証授与式)

※各日程は予定になります。予定変更が生じた際には、随時ホームページ等で告知いたします。

申込締切：2017年10月27日(金)

定員：20名

受講料：

	会員	非会員
ベーシックコース(講義)のみ	2,500円	3,000円
アドバンスコース(相談演習)のみ	2,500円	3,000円
ベーシック+アドバンスコース	3,500円	4,000円

※受講料は、受講前に受付にて現金でお支払いください(アドバンスコースからの受講者は、11月19日受付にてお願いします)。

その他：

- ・希望コース修了時に修了証を発行します。(ベーシックコースのみの受講者は、11月5日に修了式を行います。)
- ・遅刻は、15分を超えると欠席扱いさせていただきます。
- ・途中の講座を欠席しても、残りの講座の受講を妨げることにはなりません。
- ・受講許可証を発行しますので、お手元に届きましたら当日会場まで持参してお越しください。

※申し込みはチラシ裏面をご覧ください。